

株主各位

第69回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

自 2024年4月1日

至 2025年3月31日

- 新株予約権等に関する事項
- 会社役員に関する事項
(責任限定契約、役員等賠償責任保険契約、補償契約)
- 会計監査人の状況
- 内部統制システム整備の基本方針及び運用状況の概要
- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表
- 会計監査人の監査報告
- 監査役会の監査報告

第一稀元素化学工業株式会社

1. 新株予約権等に関する事項（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 責任限定契約に関する事項

当社は梅原俊志氏、田中純一氏、飛田尚美氏、川口博司氏、津田佳典氏及び大浦綾子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び執行役員と、会社法第430条の3第1項に基づき役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社が保険料の全額を負担しております。

その契約の内容の概要は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者を被保険者、適用地域を全世界として、被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金及び訴訟費用等を補うものです。ただし、当該契約によって役員の適正性が損なわれないようにするために、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由を設定しております。

(3) 補償契約の内容の概要等

当社は、國部洋氏、大内公夫氏、板橋正幸氏、梅原俊志氏、田中純一氏、飛田尚美氏、川口博司氏、津田佳典氏及び大浦綾子氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令に定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該契約によって役員の職務執行の適正性が損なわれないようにするために、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由を設定しております。

3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しており、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人及び社内関係部門から必要な説明を受けた上で、当事業年度の監査計画の内容及び報酬見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項及び第2項の同意を行っています。
4. 上記のほか、当事業年度に前事業年度の監査に係る追加報酬7百万円を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、若しくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど会社法第340条第1項各号のいずれかに該当した場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認めた場合、又は監査の適正をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断した場合には、監査役会は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

4. 内部統制システム整備の基本方針及び運用状況の概要

【基本方針】

(1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

-
- ① 当社グループは、社会的責任を果たす経営を実践するための具体的な規範として「第一稀元素化学工業行動指針」を周知し、取締役及び使用人の法令遵守の徹底を図る。
 - ② グループ内の法令違反や社内不正等の行為を発見して是正することを目的に、内部通報窓口を社内外に設置する。また、通報者に対しては不利益な取り扱いを行わない。
 - ③ 社長直轄の内部監査部を設置し、当社グループの業務の適正性を監査する。
 - ④ 反社会的勢力排除に向けての方針は「第一稀元素化学工業行動指針」に宣言するとともに、「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」において明らかにしている。また、所轄警察署等との連携を図り、関連情報の把握に努める。
-

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

-
- 基本方針 取締役会議事録、稟議書その他の取締役の職務の執行に係る文書は、法令、社内規程に基づいて適切に保存及び管理する。
-

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

-
- 基本方針
- ① リスク管理委員会を設置し、当社グループの事業の継続と社会的責任を果たすために、リスク情報を収集、分析し、重大な影響を与えるリスクについて予防的対応を行う。
 - ② 危機が発生した場合には、「危機管理規程」に定められた危機管理体制に従い、対応を実施する。
-

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

-
- 基本方針
- ① 取締役会は「取締役会規程」に基づく重要な職務執行について意思決定をするほか、中期経営計画に基づき、各取締役から当社及び子会社等の職務執行について報告を受け、監督機能を果たす。
 - ② 執行役員及び本部長をメンバーとする経営会議を設置し、社長執行役員権限の範囲内で重要な職務執行について多面的な審議を行い決定する。
-

(5) 当社グループ各社の取締役の職務の執行に係る当社への報告に関する体制

-
- 基本方針 関係会社管理規程に基づき、子会社等の業績及び経営上の課題その他の重要な情報について適時に報告を受ける。
-

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

-
- 基本方針 現在、当社では監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、監査役から求めがあった場合には、独立性を確保した補助者を配置する。
-

(7) 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

-
- ① 取締役及び使用人は、取締役会及び経営会議等への監査役の出席を通して職務の執行状況の報告を行う。監査役は、これに限らず必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ② 当社グループの取締役及び使用人は、重大な法令違反及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見、又はこれらの報告を受けた時、直ちに監査役に報告を行う。
- ③ 当社は、監査役に報告したことを理由として、報告者に対して不利益な取り扱いを行わない。
- ④ 当社は、会社法第388条に従い、監査役がその職務の執行について費用の請求をした時は、適切に処理する。
-

【運用状況の概要】

当社は上記の基本方針に基づき、2025年3月17日開催の取締役会で内部統制システムの運用状況の総括を行いました。

(1) コンプライアンス体制への取り組み

- ・総務人事部は、従業員へのコンプライアンス意識調査に基づき、必要な教育研修等を行っております。当期においては、階層別研修の中でハラスマントやアイコンシャスバイアスを取り上げ、人権への理解を深める活動を行いました。
- ・当社グループでは、社内及び社外に通報窓口を設置した内部通報制度を運用しています。当期においては、社外通報窓口の弁護士から通報者の保護等の制度に関する研修を実施し周知に努めました。
- ・内部監査部は、内部監査規程に基づき当社グループ全体の内部統制の整備・運用状況を監査し、経営会議及び監査役会には月次、取締役会には年2回報告しています。

(2) リスク管理体制への取り組み

- ・リスク管理委員会ではグローバル視点で当社グループに関わるリスクを洗い出して分析し、また、経営会議において当社グループに関わる重要なリスクの特定を行っています。リスク管理の状況について、取締役会には年2回報告しています。リスク情報は、コミュニケーションツールを活用してグループ全体で共有し、危機意識の高揚に努めています。
- ・当期においては、環境安全推進室が策定した防災計画に基づき避難訓練や研修を実施しました。

(3) 職務執行体制への取り組み

- ・当社は取締役の少人数化とともに半数を社外取締役で構成することにより、取締役会における実質的な議論を確保しています。
- ・また、執行役員制度により社長への権限移譲を進め、意思決定の迅速化と効率化を図っています。月例の経営会議では、社長権限の範囲内で重要な業務執行について審議し決定しています。

(4) 監査役監査の実効性を確保する取り組み

- ・監査役会は、内部監査部から月例で監査結果の報告を受け、必要に応じて意見を伝えています。また、常勤監査役は、内部監査部が行う業務監査に立ち会うことで、内部統制システムが適切に整備・運用されているかを監視しています。
- ・常勤監査役は取締役会に加えて、経営会議及びリスク管理委員会にもオブザーバーとして出席し、審議内容を確認しています。
- ・監査役は、社長と隨時意見交換を行っています。また、四半期毎に開催する会計監査からの報告会には内部監査部も出席し、意思疎通及び情報の交換を通して三様監査の連携を図っています。

5. 連結株主資本等変動計算書

(2024 年 4 月 1 日から)
 2025 年 3 月 31 日まで)

(単位 : 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	787	1,194	32,901	△18	34,864
当期変動額					
剩余金の配当			△631		△631
親会社株主に帰属する当期純利益			792		792
自己株式の取得				△113	△113
自己株式の処分		11		7	19
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	11	160	△105	66
当期末残高	787	1,205	33,062	△124	34,930

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	518	△75	417	860	591	36,316
当期変動額						
剩余金の配当						△631
親会社株主に帰属する当期純利益						792
自己株式の取得						△113
自己株式の処分						19
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△142	2,333	△63	2,127	△27	2,099
当期変動額合計	△142	2,333	△63	2,127	△27	2,166
当期末残高	375	2,258	354	2,988	564	38,483

6. 連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

VIETNAM RARE ELEMENTS CHEMICAL JOINT STOCK COMPANY

迪凱凱（上海）材料貿易有限公司

DKK Thai Materials Trading Co.,Ltd.

DKK America Materials, Inc.

DKKロジスティクス株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の名称等

持分法を適用した関連会社の数 2社

持分法を適用した関連会社の名称

山東広垠迪凱凱新材料有限公司

山東広垠迪凱凱環保科技有限公司

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称等

株式会社アイ・ディ・ユー

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続きについて特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社であるVIETNAM RARE ELEMENTS CHEMICAL JOINT STOCK COMPANY、迪凱凱（上海）材料貿易有限公司、DKK Thai Materials Trading Co.,Ltd.、DKK America Materials, Inc. 及びDKKロジスティクス株式会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法に以外のもの より算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

当社及び在外連結子会社は、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

③ デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。また、定期借地権については、契約期間に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、当社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社は従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しており

ます。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社製品の販売は、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。なお、製品の国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る連結会計年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

③ 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の条件を満たしているため、特例処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金

ハ ヘッジ方針

金利変動のリスクヘッジを目的として行っており、一定の範囲内で利用することを基本方針としております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップは特例処理の適用要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取り扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取り扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	売上高(百万円)
主たる地域市場	
日本	15,382
北米	5,954
欧州	3,956
東アジア	4,994
グローバルサウス及び中央アジア	3,353
計	33,641
用途別の販売	
戦略分野	
半導体・エレクトロニクス	1,761
エネルギー	1,396
ヘルスケア	1,983
自動車排ガス浄化触媒	20,816
基盤分野	7,682
計	33,641

(注) 戰略分野にはその他の金額0百万円がありますが、金額が少額であることから、上記表では表示しておりません。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「4. 会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	6,814 百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	6,233
契約負債(期首残高)	82
契約負債(期末残高)	57

契約負債は主に、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末日現在における、注記の対象となる未充足の履行義務はありません。

なお、当社及び連結子会社では、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）第80-22項(1)の定めを適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、注記の対象に含めておりません。

会計上の見積りに関する注記

(1) 縱延税金資産

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
縩延税金資産	388

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、縩延税金資産について将来の課税所得が十分確保でき、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について、縩延税金資産を計上しております。課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、販売数量、販売価格及び原材料価格を主要な仮定としております。縩延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに依存するため、経営環境の変化により見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、縩延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

(2) 長期未収入金に関する貸倒引当金

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
貸倒引当金 (うち、長期未収入金に対する貸倒引当金)	3,290 (3,289)

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、連結子会社であるVIETNAM RARE ELEMENTS CHEMICAL JOINT STOCK COMPANY（以下、VREC）が主原料とするジルコニウム鉱物の長期安定調達を目的に、ベトナム国の鉱物事業会社であるDuong Lam Joint Stock Company（以下、DL）への投資を企図し、DLの企業買収による組織再編を行おうとしているSolid Success International Limited（以下、SSI）に対し出資手続きを進め、SSIの株主との間で締結した株式譲渡契約に従つて2019年1月までにSSIの株式取得資金2,447百万円をSSIの株主へ支払いました。

出資の成立にあたっては、契約当事者による株式譲渡契約に定められた義務の履行が条件となります。SSIの関係会社等とDLの株主との間で発生した株式譲渡等に関する訴訟が長期化し、和解を含めた収束の見込みが立たないこと、また、訴訟等の影響を受けVRECとDLとの間で締結した売買契約に基づくジルコニウム鉱物の納入が停滞していることから、SSIの株主との間で締結した株式譲渡契約に規定した義務の履行、DLの株式価値の算定及びDLが事業活動を再開してVRECとDLとの間で締結した売買契約の履行が早期に実行できる見通しが立たないことを総合的に判断して、当社は、2022年4月に当該株式譲渡契約の解約を通知することで契約を解除しました。契約解除と同時に前払金の返還請求を行いましたので、前々連結会計年度において、長期前払金から長期未収入金に科目を変更しております。

2022年3月期決算の連結会計年度末において、長期前払金の回収可能性を評価した結果、長期前払金全額に対して貸倒引当金を設定しました。当連結会計年度において当社は、SSIの株主に対するSSIの株式取得資金の返還交渉を継続しておりますが、SSIの株主からの返済意思が確認できておりません。また、DLの操業再開に向けた動きの確認を継続しております。VRECがDLに対して有する債権の一部を回収しておりますが、回収原資はDLが従来より保有する在庫売却によるものであり、依然としてDLの事業活動の再開に関する情報が得られておりません。SSIの株主に対する返還請求権に基づくSSIの株主に対して支払ったSSIの株式取得資金に対して担保を設定したDLの株式の価値による回収可能性を評価した結果、現時点において回収可能性がないと判断しました。これにより、長期未収入金全額に対して貸倒引当金を設定しております。

長期未収入金の評価に用いた主要な仮定は、DLの事業計画に基づく将来キャッシュ・フローに基づくDLの株式価値であり、将来の不確実性を伴うため、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

34,185百万円

連結損益計算書に関する注記

当社グループは以下の資産について減損損失を計上いたしました。

会社	用途	種類	減損損失（単位：百万円）
VIETNAM RARE ELEMENTS CHEMICAL JOINT STOCK COMPANY	遊休資産	機械装置	226
		借地権	—
		建物	—
		その他	—
合計			226

当社及び連結子会社は、原則として事業用資産については継続的に損益を把握している管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとに把握しております。

減損損失は、ベトナム子会社の旧工場で追加発生したものであり、当初、機械装置、借地権及び建物を包括的に譲渡する方向で交渉を進めてきましたが、行政手続き等の諸事情により機械装置のみを先行して譲渡することが決定したことで、機械装置に対応する固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したためです。なお、未譲渡の借地権と建物の譲渡交渉は継続しております。また、当該資産の回収可能価額は売買契約に基づく正味売却価額により測定しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

24,400,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月13日 取締役会	普通株式	340	14.00	2024年3月31日	2024年6月20日
2024年11月12日 取締役会	普通株式	290	12.00	2024年9月30日	2024年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	339	14.00	2025年3月31日	2025年6月23日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用につきましては元本の毀損のない安全性の高い金融商品に限定し、必要な資金につきましては、銀行等金融機関からの借入により調達しております。

デリバティブ取引につきましては、実需を伴わない取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、販売先与信管理の必要があります。当該リスクに関しては、債権管理規程に従い、営業債権について営業部門及び企画部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、輸出業務等に伴って発生する外貨建の営業債権や輸入業務等に伴って発生する外貨建の仕入債務は、為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建の債権債務のポジションを把握し、外貨建取引管理手順書に従い運用を行い、基本的には受取外貨による外貨支払をベースとして、必要に応じて外貨の円転及び外貨の購入等を行っております。

投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

借入金の使途は、短期・中期の運転資金及び設備投資資金（長期）であり、流動性リスクに晒されておりますが、各部門からの報告に基づき、財務部門が資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引については、外貨建の貸付金に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした通貨スワップ取引であります。また当該通貨スワップ取引の契約先はいずれも信用度の高い国内の銀行であるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。なお、デリバティブ取引は社内規則に基づき、適切に行われております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	826	826	—
資産計	826	826	—
1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金	20,964	20,705	△259
負債計	20,964	20,705	△259
デリバティブ取引(※3)	(1,059)	(1,059)	—
デリバティブ取引計	(1,059)	(1,059)	—

(※1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」に含まれません。

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	
投資有価証券	47

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる事項については、()で示しています。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価額により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表価額とする金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	826	—	—	826
デリバティブ取引(※)				
通貨関係	—	(1,059)	—	(1,059)

(※)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる事項については、()で示しています。

(2) 時価をもって連結貸借対照表価額としない金融商品

(単位：百万円)

区分	時価				連結貸借対照表計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金	—	20,705	—	20,705	20,964	△259

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

投資有価証券

上場株式は活発な市場で取引されているため、相場価額を用いて評価しております。レベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引における期末の時価については、取引先金融機関等から提示された価格等によっております。レベル2の時価に分類しております。

1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金

1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。レベル2の時価に分類しております。

1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,565円62銭
- (2) 1株当たり当期純利益 32円64銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

7. 株主資本等変動計算書

(2024 年 4 月 1 日から)
 (2025 年 3 月 31 日まで)

(単位 : 百万円)

資本金	株主資本								
	資本剰余金			利益剰余金					
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	資産圧縮 積立金	別途積立金	繰越 剰余 金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	787	1,194	143	1,338	35	94	27,000	8,366	35,495
当期変動額									
剩余金の配当								△631	△631
当期純利益								2,490	2,490
自己株式の取得									
自己株式の処分			11	11					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計			11	11				1,858	1,858
当期末残高	787	1,194	154	1,349	35	94	27,000	10,225	37,354

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△18	37,602	518	518	38,120
当期変動額					
剩余金の配当		△631			△631
当期純利益		2,490			2,490
自己株式の取得	△113	△113			△113
自己株式の処分	7	19			19
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△142	△142	△142
当期変動額合計	△105	1,764	△142	△142	1,621
当期末残高	△124	39,366	375	375	39,742

8. 個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式及び関係会社出資金……………移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社製品の販売は、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されたと判断しており、当該製品の引渡し時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リバート及び返品等を控除した金額で測定しております。なお、製品の国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の条件を満たしているため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ……金利スワップ

ヘッジ対象 ……借入金

③ ヘッジ方針

金利変動のリスクヘッジを目的として行っており、一定の範囲内で利用することを基本方針としております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップは特例処理の適用要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

収益認識に関する注記

（顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

（単位：百万円）

	当事業年度
繰延税金資産	—
繰延税金資産（繰延税金負債と相殺前の金額）	248

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表」会計上の見積りに関する注記に記載した内容と同一であります。

(2) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

（単位：百万円）

	当事業年度
貸倒引当金 (うち、長期未収入金に対する貸倒引当金)	3,290 (3,289)

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表」会計上の見積りに関する注記に記載した内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	32,384百万円
2. 関係会社に対する金銭債権・債務	22,388百万円
	金 銭 債 権 129百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高の総額	売 上 高 8,000百万円
	仕 入 高 3,185百万円
	販売費及び一般管理費 321百万円
営業取引以外の取引による取引高の総額	425百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び数

普通株式 180,070株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	100 百万円
一括償却資産	13 百万円
社会保険料	16 百万円
棚卸資産評価損	29 百万円
未払事業税	14 百万円
持分変動利益	46 百万円
減損損失	0 百万円
減価償却超過額	0 百万円
関係会社出資金評価損	93 百万円
投資有価証券評価損	14 百万円
関係会社株式評価損	137 百万円
研究開発費	0 百万円
貸倒引当金	1,069 百万円
その他	74 百万円
繰延税金資産小計	1,612 百万円
評価性引当額	△1,363 百万円
繰延税金資産合計	248 百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	172 百万円
前払年金費用	238 百万円
資産圧縮積立金	42 百万円
繰延税金負債合計	454 百万円
繰延税金負債の純額	205 百万円

関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	VIETNAM RARE ELEMENTS CHEMICAL JOINT STOCK COMPANY	所有直接 99.99%	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付 (注) 1	626	1年内回収予定の長期貸付金	1,517
				利息の受取 (注) 1	390	長期貸付金	15,855
				プラント建設等に関する立替	—	未収入金	729
子会社	DKK America Materials, Inc.	所有直接 100.00%	当社製品の販売	製品の販売 (注) 2	4,208	売掛金	2,117
子会社	迪凱凱（上海）材料貿易有限公司	所有直接 100.00%	資金の援助 当社製品の販売等	資金の貸付 (注) 1	—	短期貸付金	308
				製品の販売等 (注) 2	2,661	売掛金	1,073
関連会社	山東広垠迪凱凱新材料有限公司	所有直接 34.00%	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付 (注) 1	—	長期貸付金	234
				資金の回収	—	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案し、決定しております。

2. 製品の販売については、市場価格を参考に決定しております。

1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,640円89銭
 (2) 1株当たり当期純利益 102円60銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. 会計監査人の監査報告 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

第一稀元素化学工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥村 孝司
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 福井 さわ子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、第一稀元素化学工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一稀元素化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

第一稀元素化学工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥村 孝司
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 福井 さわ子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第一稀元素化学工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

10. 監査役会の監査報告 監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31までの第69期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社等については、子会社等の取締役又は監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業所に赴き、事業及び経営状況について報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のようにして、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

第一稀元素化学工業株式会社 監査役会

常勤社外監査役 川口博司 ㊞

社外監査役 津田佳典 ㊞

社外監査役 大浦綾子 ㊞